
今月のテーマ **更正の請求の改正**

平成 23 年 12 月の税制改正により更正の請求が改正されました。これにより更正の請求期間が延長されることになります。今回は更正の請求についてご紹介したいと思います。

1. 更正の請求とは

更正の請求とは、申告書の提出後に、税額が過大であったり、還付金が過少であったり、赤字の金額(純損失の金額)が過少だったりにことに気付いた場合に、納税者の側からその是正を税務署長に対して請求することをいいます。

ちなみに、修正申告とは、申告書の提出後に、税額が過少であったり、還付金が過大であったり、赤字の金額(純損失の金額)が過大だったりにことに気付いた場合に、納税者が申告書の修正を行うことをいいます。

なお、更正の請求や修正申告の他、更正や決定を含めてまとめると、以下のようになります。

	内容	申告書の提出	誰が行うか？
更正の請求	税額を少なく申告していた場合の是正	あり	納税者
修正申告	税額を多く申告していた場合の是正		
更正	課税当局の調査により、税額を是正(増額・減額)する場合	なし	課税当局
決定	課税当局の調査により、税額を確定する場合		

2. 改正内容

以下の改正内容は、平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

(1) 更正の請求期間の延長

更正の請求期間が以下のように延長されます。

内容	税目	改正後	改正前
納税者が行う 更正の請求期間	所得税、法人税、消費税、相続税	5年	1年
	純損失等の金額(繰越欠損金)に係る法人税	9年	
	贈与税、移転価格税制に係る法人税	6年	
税務署長が増額更正 することができる期間	所得税、消費税、相続税	5年	3年
	法人税		5年
	純損失等の金額(繰越欠損金)に係る法人税	9年	7年
	贈与税、移転価格税制に係る法人税	6年	6年
	仮装、隠蔽など	7年	7年

(2) 更正の請求範囲の拡大

① 当初申告要件の廃止

当初申告要件がある規定のうち、一定の規定については、当初申告をしていない場合においても更正の請求により、その適用を受けることができるようになりました。

(例)受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除、外国税額控除など

② 控除額制限の見直し

控除額等の金額が当初の申告書に記載された金額に限定される規定について、更正の請求により、適正に計算された金額まで増額することができるようになりました。

(例)受取配当等の益金不算入、所得税額控除、外国税額控除、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除など

(3) 更正の申出手続

この改正に伴い、平成 23 年 12 月 2 日以前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求期間が過ぎた以下の課税期間についても、課税当局が増額更正できる期間内に「更正の申出書」を提出することにより、減額更正を求めることができます。

税目	期間
所得税、消費税、相続税	法定申告期限から3年
法人税	法定申告期限から5年
贈与税	法定申告期限から6年